

ひょうごの福祉

認め合い ともにつながり 支え合う みんなでつくる ひょうごの福祉

2

No.768

P2 特集

「ストップ・ザ・無縁社会」絆つなげる明日へつながる^㉓
成年後見制度の新たな広がり

P6 「ストップ・ザ・無縁社会」広がれ! 全県キャンペーン

P7 みんなでつくるひょうごの福祉

市民活動の楽しさを伝える冊子を発行!

～「お～るあかしプロジェクト」から生まれる新たなつながり～

P8 あなたのまちの社協ナビ

福崎町社協

全ての自治会に住民運営の「地域の見守り拠点」を

P9 広げよう! 地域の安心拠点

住民と専門職による見守り支援

～西宮市社協生瀬分区の取り組み～

P10 ひょうごの福祉NOW

P11 みんなの広場

P12 インフォメーション



2月は
「はたちの献血
キャンペーン月間」
だよ!



この機関紙は赤い羽根共同募金配分金により発行しています。

太子町



「ストップ・ザ・無縁社会」 絆つなげる 明日へつながる^{②③} 成年後見制度の 新たな広がり



介護保険制度の導入と同時に平成12年から開始された成年後見制度。認知症高齢者の増加などに伴い、その利用者は年々増加しつつある。また、「無縁社会」と言われる中で、家族・親族のつながりの弱体化や地域の住民同士の連帯の希薄化などを背景として、「市民後見人」や「法人後見」といった新たな動きも生まれつつある。

今回の特集では、住民の参加による新しい地域福祉の形といわれる市民後見人の取り組みを紹介するとともに、身近な地域における権利擁護の仕組みづくりについて考える。

成年後見制度の広がり

利用者数は年々増加

「無縁社会」と言われ、家族や親族、地域のつながりの弱まりが指摘される中、これまで本紙では住民同士の見守りや生活支援といった身近な地域の支え合い活動を多数紹介してきた。それらは、生活上の困り事を抱えやすい人たちの孤立を防ぎ、新しい居場所や関係を作り出す活動である。

一方で、これらの活動を通じて、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者といった判断能力が不十分な状態にある人の支援が課題になることがある。例えば、福祉サービスの利用契約や病院の入院・退院手続きをはじめ、年金や給付金受給などの公的手続き、金融機関での預貯金の管理、不動産の管理など、本人の意思に基づく決定や具体的な手続きを求められる場面である。もし、本人が内容を理解できず、適切に対応できない状態であれば成年後見制度（キーワード参照）を活用する

ことになる。

キーワード

成年後見制度

判断能力が不十分な状態にある人に代わって、成年後見人等がさまざまな契約行為やサービスの手配、財産の管理などを行う制度。家庭裁判所が本人や親族、市区町長の申し立てを受け、本人の判断能力に応じて、「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選任する。平成12年に開始。

■図表1 成年後見制度 全国の利用者数

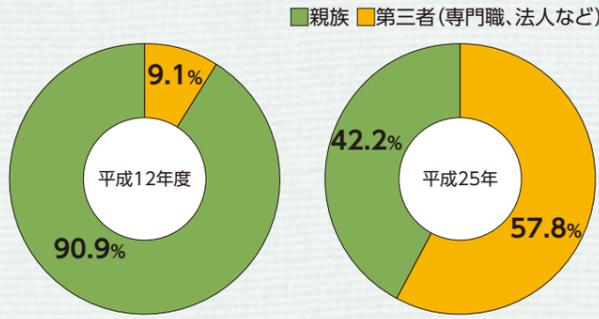


最高裁判所「成年後見関係事件の概況」に基づき本会で作成

制度の「担い手」の変化

成年後見制度が始まって15年。これまで、成年後見人・保佐人・補助人（以下、「後見人」）の担い手は家族親族が中心であったが、核家族化の進行による世帯人員の減少などを背景に、弁護士・司法書士・社会福祉士といった専門職の選任に加え、社協やNPOなどの法人が第三者として選任される、「法人後見」などの割合が大きく増加してきた（図表2）。

■図表2 後見人等の担い手の変化



最高裁判所「成年後見関係事件の概況」に基づき本会で作成

そして近年では、同じ地域で暮らす一般住民が後見人となり、見守り・生活支援活動から一歩踏み込ん

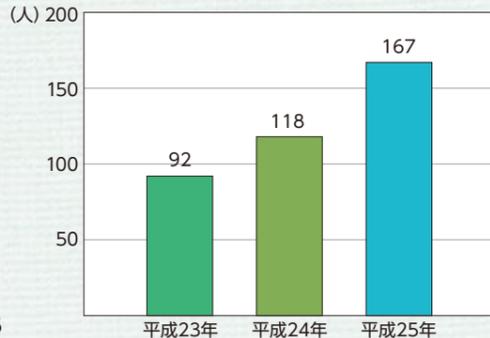
だ新たな支え合い活動として制度の担い手となる機運が高まってきた。このような新たな担い手は、「市民後見人」と呼ばれている。

市民後見人が主に担うのは、頼れる親族がいなかったり、家族関係のトラブルや財産の紛争が無く、本人との関係構築がしやすいケースなどだ。財産の少ないケースを想定しているため、社会貢献の精神に基づくボランティアな活動である。同じ地域で生活する住民としての立場を生かし、丁寧な訪問や見守りを通じて次のような役割を担い、本人の生活に寄り添っていくことが期待されている。

市民後見人に期待される役割 (大阪市の取り組みから)

- ① 本人の意思の代弁
- ② 基本的ニーズの充足と本人らしい生活の質の向上
- ③ 良好な社会関係の構築
- ④ 適切なサービスの活用
- ⑤ 適切な財産管理と本人にとって有意義な財産活用
- ⑥ 地域社会における権利擁護の推進と成年後見制度の普及

■図表3 市民後見人の選任数



最高裁判所「成年後見関係事件の概況」に基づき本会で作成

最高裁判所によると、平成23年から平成25年までに全国で選任された市民後見人はすでに計377人に上っている（図表3）。県内でも神戸市で30人、尼崎市3人の活動実績が報告されている（平成26年12月末時点）。

なお、市民後見人は①養成研修を受講し一定の資質を身につけていること、②専門機関による組織的な活動支援・監督体制があることを要件に家庭裁判所から後見人として選ばれ、専門職や法人による後見人と同様に法的な責任と義務を負って活動することになる。

インタビュー

市民後見人の活動は？

尼崎市で初めての市民後見人となった森義光さんに、後見人としての活動の実際をお尋ねした。

市民後見人を知ったきっかけは？

福祉とは無縁の民間企業で定年後に成年後見制度を知りました。母と義母の介護体験を通じて、認知症などで生活のしづらさを抱える人の役に立ちたいと思っていたところ、市の広報で市民後見人養成研修の案内を見たのがきっかけです。当時は後見人がどんな仕事を行うかも知らず、気軽な気持ちで参加しました。

市民後見人の活動内容は？

現在は、サービス付き高齢者住宅にお住まいの認知症高齢者の後見人をしています。私が後見人に選ばれた時、本人は市内のご自宅に住んでおられ、週2〜3回訪問してました。住宅の転居に伴って



申請書類の作成や契約手続き、費用の支払いを行いました。現在は月2回程度訪問して、ご本人の希望や心身の状態を確認しています。困った時は、尼崎市成年後見等支援センターやケアマネジャー等に相談しながら活動しています。

市民後見人になった感想は？

市民後見人はボランティアとしての社会貢献活動ですが、私自身の将来のためにも重要なことだと思えます。少子高齢化の現在では、元氣な高齢者が支援を必要とする高齢者を支えることは、とても大切だと感じています。



尼崎市成年後見等支援センター職員に市民後見活動の状況を報告する森さん

事例1

市民後見人の養成(西宮市)

県内では、尼崎市を含む12市町で市民後見人の養成研修が実施されており、取り組みは年々広がりつつある。中でも特色ある人材養成を進めているのが西宮市だ。

同市では、平成23年4月に「高齢者・障害者権利擁護支援センター」を設置し、市社協と特定非営利活動法人PASネットが運営している。センターでは、平成23年度から「権利擁護支援者養成研修」を実施してきた。その特徴は、市民後見人の養成に限定せず、権利擁護の側面から身近な地域で支援を行う多様な人材を養成している点にある。研修後の具体的な活動場面としては、市民後見人のほか、PASネットによる法人後見(後述)を担う後見活動支援員や、福祉サービス利用援助事業の生活支援員、センターが開催する各種イベント等に協力する権利擁護推進員などが想定されている。

研修内容は、認知症高齢者や障害者などの当事者理解をはじめ、福祉サービスや制度の知識、成年後見制度の知識など幅広く、基礎研修と専門研修を合わせて研修時間は40時間になる。平成25年度までの3年間で受講した市民は80人を超え、その内訳は定年退職をした人やボランティア経験者、介護を経験した人、福祉関係者などさまざま。市民後見人を希望する受講者は、研修修了後に実践経験を積むこととなり、市民後見人の誕生に向けた準備が着々と進んでいる。

事例2

市民後見人の活動を支える仕組み(神戸市)

市民後見人が力を発揮し、生き生きと活動するには、市民後見人を支える仕組みとして、バックアップ体制の構築が鍵となる。神戸市では、平成23年度から市民後見人の養成と活動支援に取り組んでお

尊厳が守られる地域社会づくりへ向けて

市民後見と法人後見の連動

市民後見人は、同じ地域で暮らす住民が判断能力の不十分な人の生活と人生に寄り添い、さらには家族や友人、地域社会との関係性を紡いでいく取り組みである。しかし、そこには限界もある。

例えば、虐待や権利侵害など専門的な援助が必要なケースや年齢が若く長期にわたり支援が求められるケース、病気や障害の状態が悪く慎重な対応が必要なケースなどは、市民後見人だけでは担いきれない。そのようなケースの受け皿として、市町社協やNPO等が法人として後見人を担うことが期待されており、全国でも徐々にその件数が増えつつある。

地域における成年後見制度の利用促進にあたっては、これら市民後見人や法人後見などの取り組みを視野に入れながら、中長期的なビジョンで地域における担い手を広げていく必要があるだろう。

求められる公的支援

成年後見制度の普及にあたっては、生存権保障の観点から行政の公的責任も大きい。国では、平成23年度から「市民後見推進事業」を実施しており、平成24年度の老人福祉法改正でも後見人の育成などが市町村の努力義務として明記された。さらにこのたびの「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」にも、市民後見人の活動を推進するための体制整備が盛り込まれることとなった。

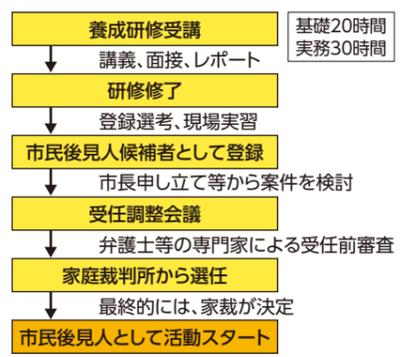
県内では、事例で紹介した尼崎市、西宮市、神戸市のように、権利擁護支援センターや成年後見支援センターを行政が設置し、判断能力の不十分な人の権利を守るための仕組みづくりが広がっている(図表5)。また、西播磨圏域では4市3町の行政と社協が協力を重ねながら成年後見支援センターの設置に向けた検討を進めるなど、地域の実情に応じた広域的な取り組みも模索されている。

今後は、身近な地域における市民後見人や法人後見といった成年後見制度の基盤整備を図ると同時に、福

り、平成26年12月末までに家庭裁判所から成年後見人28人、保佐人2人が選ばれた実績がある。

同市では平成23年1月に「神戸市成年後見支援センター」を設置し、市社協がその運営を担っている。市民後見人が誕生するまでの流れは図表4の通りである。

■図表4 市民後見人養成の流れ



市社協によるバックアップ体制の一番のポイントは、市民後見人が家庭裁判所から選任される際に、家庭裁判所から要請を受け、市社協が後見監督人に就任している点にある。これにより市社協は市民後見人との密接な情報共有や連携が可能となり、市民後見人が行う契約行為や各種手続き、財産管理、

社サービス利用援助事業などの関連施策と一体的に仕組みづくりを進めていくことが大切だ。

■図表5 県内で設置された権利擁護支援センター等

- 神戸市成年後見支援センター
- 姫路市成年後見支援センター
- 尼崎市成年後見等支援センター
- 西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター
- 芦屋市権利擁護支援センター
- 伊丹市福祉権利擁護センター
- 宝塚市高齢者・障がい者権利擁護支援センター
- 川西市成年後見支援センター かけはし
- 篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター

協働による地域福祉の推進へ

市民後見人や法人後見などの成年後見制度を取り巻く新たな動きは、住民と行政、社協、NPO、専門職などの協働によって切り拓く地域福祉の取り組みそのものである。みんなが認め合い、尊厳が守られる地域社会づくりに向けて、さらなる広がりが期待される。



フォローアップの一環として市民後見人受任者・候補者交流会を開催(神戸市成年後見支援センター)

書類作成のほか、対応が難しい場面など、活動の中で生じる問題に対して助言・監督を行うこととなる。さらに、弁護士・司法書士・社会福祉士・医師の専門職とも連携・協働しており、法律と福祉・医療の観点から市民後見人を支える体制が整えられている。

その他にも、市民後見人が孤立しないように、就任1年目は3カ月、6カ月単位の報告時期を設定し面談を実施。専門職から直接助言を受ける体制も取り入れている。また、日頃の悩みや業務内容については、メール・電話・面談等により日常的に支援している。

明石市内で市民活動に関心のある人たちが、「活動を身近に感じてもらいたい!」と集まって作成した『明石のちからマガジン「明活-MEIKATSU-」2014』が好評だよ。どんな思いが詰まった冊子なのかな。企画・編集を行った「お～るあかしプロジェクト」のメンバーに話を聞いてきたよ!



みんなでつくる ひょうごの福祉

地域で支え合い、地域を元気にする取り組みを紹介します。



笑顔あふれる冊子で市民活動をもっと身近に!
(「お～るあかしプロジェクト」の皆さん)

「市民活動やボランティアと聞くと、まだまだ『特別な人』がする

「各団体やネットワークの枠を超えた何かができないか」との思いからだった。
「市民活動やボランティアと聞くと、まだまだ『特別な人』がする

「特別な人」がするもの?」
明石市内の市民活動団体やNPOには、「明石のまちをよくしたい」と共通の思いは持っています。団体が単独で活動していたり、市内に複数あるネットワーク組織を超えた取り組みにも至りにくい状況にあった。明石コミュニティ創造協会に勤務する阪口努さんが、活動の裾野を広げるための冊子を作成しようと、周りに声を掛け始めたのは、「各団体やネットワークの枠を超えた何かができないか」との思いからだった。

特別な人がするもの?

市民活動の楽しさを伝える 冊子を発行!

～「お～るあかしプロジェクト」から生まれる新たなつながり～

発行後は、「活動の見学をしたい」と読者から掲載団体へ連絡があったり、これまでつながりのなかった団体が冊子を通じて互いの活動を

「お～るあかしプロジェクト」から生まれる新たなつながり～
呼び掛けに賛同して集まったのは、ケアマネジャー、看護師、社協職員、主婦など多様な分野からの20人。平成25年7月から検討を開始し、計9回の会議とメールリングリストで、「雑誌感覚で気軽に手に取ってもらえる冊子に」「何か始めたいと思っている人に読んでほしい」と意見交換を重ねていった。取材や写真撮影、記事執筆などは全てメンバーが担うかたちで、市内750団体の情報やメンバーのボランティア体験記などを掲載した冊子『明活-MEIKATSU-』が平成26年3月に完成した。

冊子の作成が生んだ変化

「明活」は1部540円+送料で販売中!(お求めは明石コミュニティ創造協会まで)
も「という空気がある。でも、実際に活動している人は、自分の好きなことや得意なことをきっかけに取り組んでいる。誰もが市民活動に参加したいと思える空気に変えてきたかった」と阪口さんはこのプロジェクトへの思いを語る。



「明活」は1部540円+送料で販売中!(お求めは明石コミュニティ創造協会まで)

取材を終えて

阪口さんは、サラリーマンだった10数年前、知人との会話から「自分は社会に無関心だ」と痛感してNPOに転職し、現在はどっぷりと市民活動に関わっています。『明活』も、それを手に取った人の人生を変えるきっかけになるかもしれません。

お～るあかしプロジェクト
(一般財団法人明石コミュニティ創造協会)
明石市中崎1-5-1 ☎078-918-5248
URL <http://www.akashi135.jp/>



TOPICS

今号では、キャンペーン推進協議会の幹事団体による「推進フォーラム」の様子もご紹介します!

認め合い、つながり合う地域づくりを目指して

コープこうべでは、9月19日に「認め合い・つながり合い」の地域づくりを考える推進フォーラムとして、各地で活動するリーダーの研修交流会を神戸市内で開催。大阪ボランティア協会常務理事の早瀬昇さんによる講演と参加者間のグループワークを通じ、多様性を認め合いながらつながり合うこと、協働で地域づくりを進めることの大切さを考える一日となりました。

福祉、子育て、環境問題など、地域の課題を発見し、協働して解決を目指す活動が、今後も県内各地で広がっていくことが期待されます。



ふるさとを大切にする子ども育てよう

県子ども会連合会では、11月9日に推進フォーラムとして子ども会育成大会を南あわじ市で開催。子ども会関係者、指導者、関係団体など約200人が参加しました。

地元の南あわじ市内の子どもたちによる和太鼓演奏の後、ヴィッセル神戸アンバサダーで元Jリーガーの吉田孝行さんから、「ふるさとを大切にする子どもを育てよう」をテーマに講演が行われました。

講演を通じて、地域社会全体で子どもたちを見守り、子どもがいきいきと育つ環境を整えていくことの大切さと、それらが将来の地域づくりにつながることを確認できました。



「ストップ・ザ・無縁社会」 広がれ! 全県キャンペーン

<http://stop-muen.jp>

「ストップ・ザ・無縁社会」全県キャンペーンの最新情報や、支え合いのメッセージをお伝えします。

子どもの笑顔が輝くための地域力を

県民生委員児童委員連合会では、推進フォーラムとして9月28日に丹波の森公苑(丹波市)で「地域児童育成環境づくりフォーラム」を開催。主任児童委員、民生委員・児童委員、市民等約700人が参加し、「こどもの笑顔が輝く地域力～ふるさとを愛する心～」をテーマに、子育て支援の実践発表や、関係者によるパネルディスカッションが行われました。

子どもの育ちを考える上で、地域・学校・家庭がつながり合うことの大切さを確認できた一日となりました。



見守りの地域づくりを考える

伊丹市では、11月20日に地域見守りフォーラムを開催し、市民約450人が参加しました。

第1部の基調講演では、「遺品整理や福祉整理の現場から見える地域からの孤立の実態」をテーマに、片付けられない高齢者や、ごみ屋敷、孤立死の問題に立ち向かう遺品整理士の横尾将臣さんを講師として、その背景にある問題を考える機会となりました。

また第2部では、市内で実践されている「地域の見守り、支え合い活動」を市社協職員から報告し、孤立のない地域づくりの必要性和、住民や専門職、事業所が一緒になって見守り合っていくことの大切さを確認しました。



広げよう！地域の安心拠点

小地域に根付いた地域の拠点づくりの取り組みをシリーズで紹介します。

住民と専門職による見守り支援 ～西宮市社協生瀬分区の取り組み～



地域の概況

西宮市社協では、市内の旧町村単位に9支部、おおむね小学校区に33分区を置き、支部・分区ごとに住民組織が構成されている。このうち市北部に位置する生瀬分区は、古くからの近所付き合いがあり、地域行事も盛んな一方で、高齢化率が40%近くとなる地区も出てきており、閉じこもりや徘徊などの福祉課題も顕在化している。このような状況に対して、同分区では「生瀬地区ボランティアセンター」を拠点に、相談支援やサロンなどを通じた住民同士の交流の促進を図っている。

基礎データ

(平成26年3月31日現在)

人口: 8,854人 高齢化率: 27.2%
世帯数: 3,689世帯 学校: 小学校1校



緊急時や災害時に備えた「見守り連絡表」

「一人ひとりが安心して暮らせるまちを目指そう」という福祉目標を掲げる生瀬分区では、その具体的な取り組みとして、平成21年度に「地区ネットワーク会議」を設置した。これは、高齢者の見守りについて、地域団体の代表者と福祉関係の専門機関とが話し合い、連携・協働することにより、これまで以上に福祉課題の早期発見や課題解決を目指す仕組みである。分区役員のほか、地区ボランティアセンター、民生委員、自治会、老人クラブ、地域包括支援センター、市社協などのメンバーで構成されている。

その成果の一つが、緊急連絡先やかかりつけ医の連絡先等を登録する「見守り連絡表」だ。地域の特性上、「大雨等の自然災害への備えが不安」などの声が多く聞かれ、とりわけ独居高齢者等の災害時要援護者を支援する必要性があったことから実施に至った。平成26年12月現在で約140人が登録されている。平成26年9月の大雨水害時も、登録者を優先して安否確認を行い、市や消防なども迅速に連携することができたという。今後は、障害のある方やその世帯にも連絡表を配布していく予定だ。

「一人ひとりが安心して暮らせるまちを目指そう」

新たな拠点による活動の発展

さらに同分区では、これまで使用してきた建物が老朽化してきたことから、新たな拠点づくりにも着手した。より住民が活用・交流しやすい立地条件にこだわり、生瀬小学校内にある現在の建物を改修して、平成26年4月に移転を行った。

分区長でもあり地区ネットワーク会議の代表も務める浦入さんは、今後の活動の展望を次のように語る。「最近では独居高齢者が増え、閉じこもるケースが後を絶たない。拠点が小学校の敷地内に移転したのを機に、子どもたちと交流できるプログラムをつくり、少しでも多くの住民に顔を出してもらいたい」

また、「地区ネットワーク会議」では、これを機に活動を活性化させるべく、70歳以上の高齢者を対象とした「地域生活状況アンケート」も実施した。調査結果によって明らかになった課題を基に、各団体の活動の見直しや、新たな拠点を基点にした、住民と専門職との連携による見守り支援のさらなる充実が期待される。



同分区では、東日本大震災の被災地支援にも継続して取り組んでいる

今回取材した拠点のご紹介

生瀬地区ボランティアセンター 西宮市生瀬町2-26-24 ☎0797-84-8430(月、木曜日9:00～12:00)

あなたのまちの社協ナビ

市町社協の取り組んでいるさまざまな活動を紹介します。

活動を もっと詳しく 知りたい方は

福崎町社協 ☎0790-23-0300
福崎町社協 検索



全ての自治会に住民運営の「地域の見守り拠点」を

福崎町社協は、住民主体の地域総合援護システムづくりや「ミニデイサービス」の実施などの小地域福祉活動に積極的に取り組むとともに、講座等の開催を通じてボランティア活動リーダーの育成を図っている。中でも、福崎町社協が進めるミニデイは、すべての自治会単位(35自治会)で実施され、生きがいつくりや閉じこもり防止などにつながる活動だ。地域の協力者により、公民館ごとに自主運営されているミニデイは、地域における見守りの拠点となっている。

開設のきっかけは地域住民の要望から

公民館に響き渡る「おはようございます」の声。ミニデイの一日は参加者同士の元気な挨拶から始まる。

ミニデイの開設は、介護保険制度の創設に伴いデイサービスの利用内容の見直しが行われたことがきっかけとなった。従来からサービスを利用していた高齢者の、「デイサービスを利用できなくなったら、どこへ行ったらいいんやろ」という声を踏まえ、社協と行政の協働により地域での開設を支援することになった。

それ以降、社協でモデル地区を指定し、順次ミニデイを開設していった結果、平成14年度には全ての自治会で実施されるようになった。また、社協では「ミニデイ支



朝の体操で健康の維持を図ります

援事業」も実施し、ミニデイ運営の担い手である民生委員・児童委員や福祉委員、老人会などのスタッフに対して、情報交換や活動のヒントを考える場を設けて、活動の活性化を図っている。

地域の見守り拠点として 世代を超えたつながりを

笑いあり、歌ありのレクリエーション

社協では、ミニデイを高齢者のリハビリ・交流の場としてだけでなく、地域の見守り拠点として位置づけ、世代を超えた交流の場として活動を支援していくこととしている。

地域の中には、ミニデイに参加できなかった人に対して、「どう過ごしているのか」「元気にしているか」と気遣って個別訪問を行ったり、地域の子育てグループや子ども会と連携した行事を開催したりするなど、世代を超えた交流を図る地域も生まれている。



取材を終えて

「高齢者が気軽に過ごせる場」としてミニデイを始めた福崎町では、参加者の皆さんも生き生きとされています。みんなで集まってお互いの元気な姿を確認し、時に参加できなかった方を気遣うことは、地域の見守り活動にとって大切な要素です。地域包括ケアに向けて、ミニデイが地域の見守り拠点として、また世代を超えたつながりの場として、活性化していくことを期待します。

会長から 福崎町社会福祉協議会 理事長 中井肇

福崎町は旧来の人と人のつながりも残り、自治会活動が盛んな地域です。少子高齢化や、生活スタイルの変化によって地域活動の担い手や活動内容が若干変わりつつありますが、地域での行事や活動、地域団体での普段からのつながりが根付き、顔の見える関係で助け合い活動が維持されています。

ミニデイサービスは福崎町の自治会において地域の縁側的な役割を担っています。地域に根付く文化や人と人のつながりを次の世代につなげられるよう「住民誰もが助け合い、心豊かに安心して暮らせるまちづくり」を福祉目標に取り組んでいます。





平成27年新年福祉のつどい開催される!

平成27年1月10日、ANAクラウンプラザホテル神戸において、新年恒例の「平成27年新年福祉のつどい」が開催された。当日は県内各地から約400人の福祉関係者が一堂に会して行われた。

今年のつどいは、阪神・淡路大震災から20年の節目を迎える新年の門出にふさわしく、ソプラノ歌手の並河寿美さんによる力強く美しい歌声で幕を開けた後、来賓として登壇した井戸知事、梶合県議会議長から新年の抱負が述べられた。参加者は互いの懇親を深めるとともに、それぞれの福祉現場での奮闘を誓い合い、会場は熱気に包まれた。



当日の公演のイメージ(©宝塚歌劇団)



互助会会員とその家族で埋め尽くされた宝塚大劇場

**互助会設立40周年
記念事業を開催!**

本会が運営する民間社会福祉事業職員互助会では、県内の民間社会福祉施設・団体の職員を対象とした福利厚生事業を実施している。現在、加入会員は約430事業所、約1万1000人に上る。

昭和49年に発足した同互助会は、平成26年10月で設立から40年を迎えた。そこで今年度は40周年記念事業として、インターネットを通じて

リゾート・レジャー施設の割引等を行う「ひょうご福祉互助会クラブオフ」の導入を始め、東北復興を目的とした宿泊旅行や、毎年人気の東京デイズ・リゾートへの旅行などを展開してきた。

中でも事業の目玉になったのは、8月と12月の宝塚歌劇の公演を1回ずつ互助会で貸し切った観劇事業である。両公演には会員とその家族を併せた約4200人が参加した。記念式典では、本会の武田政義会長、小林公正互助会運営委員長

に加え、宝塚歌劇団各組長からも挨拶が行われた。

公演中、参加者は宝塚歌劇団の演技やショーに口頃の疲れを忘れるほど魅了され、最後はおなじみの大きな羽を背負ったトップスターの挨拶で公演が締めくくられた。

社会福祉施設や団体は、単体では規模が小さくても、県内で集まればその力は大きなものとなる。事業所としても、互助会に加入することで多様な福利厚生メニューを職員に提供することが可能となる。福祉人材

の確保と定着にとっても大きなメリットとなるため、今後、本会では互助会会員の加入促進に一層努めていく方針である。

寄付・寄贈について(お礼)

県婦人手工芸協会会長 正井公華氏よりひょうごボランティア基金に寄付があり、1月15日に同協会新年互礼会の華やかな席で感謝状の贈呈を行った。同協会からの寄付は、平成14年度以降65万円に上り、ボランティア活動の促進や地域福祉の向上に役立っている。

**手話の普及に向けた
各地の動き**

現在、県内で「手話言語条例」の制定が相次いでいる。同条例は手話を言語であると明記して、耳の不自由な人も安心して暮らせる地域社会づくりを目指すもの。平成25年10月に鳥取県が全国で初めて制定した。

県内では、加東市で11月27日に初めて条例が成立し、続いて12月19日には篠山市で条例が可決された。両市とも、手話の普及や市民の理解に向けた市の責務と市民の役割が明記されるとともに、手話施策を推進するための会議(委員会)の設置などが盛り込まれており、平成27年4月より施行されることになる。このほか、県内では神戸市、明石市、三木市などで、条例の制定に向けた準備が進められている。

また、兵庫県でも、福祉に対する基本的な理解を育むために小・中学校での手話学習を推進しているほか、公的機関等の職員を対象に手話講座を実施するなど、耳の不自由な人の社会参加の促進に向けた取り組みが進められている。

みんなの広場 兵庫県社協の会員からの情報発信コーナーです

**一般財団法人兵庫県婦人共励会
(ひとり親Hyogo)**

一般財団法人兵庫県婦人共励会は、離婚・非婚・未婚および死別のシングルマザー・シングルファーザー、寡婦(ひとり親家庭の子どもが成人した人)のための全国的な組織で、県内30市町の共励会が集まって組織されており、母子・父子家庭や寡婦が安心して暮らせる福祉社会の実現を目指して活動しています。景気が上向いているとはいえ、まだまだひとり親家庭の収入は低く、格差社会の中で貧困の連鎖も生まれています。

一人で悩みを抱え込まず、まずは同じ立場で悩みを共有し、知識や知恵を生かしていく場所やつながりを広めていくことを目指しています。県内の各市町では親子バスツアーや講習会等も開催しています。

基本的には各市町の共励会ごとに、いろいろな事業をしています。県内を8ブロックに分けて、地域を越えて行われる「若年母子のつどい」を開催し、近隣地区の交流を図っています。

また、兵庫県婦人共励会では、共励会の無い地区の人たちも参加できるように行事を行ったり、全国や関係団体からの連絡を各地区へ発信したりしています。

こんな取り組みをしています!

地域を越えて交流しています

夏休みには、母と子だけではなかなかできない木工教室を「みなと神戸花火大会」の日に開催し、木工作品を制作した後に花火も楽しんでいます。また、昨年度はルミナリエの期間にクリスマス会を開催しました。



連絡先

一般財団法人 兵庫県婦人共励会
〒650-0011
神戸市中央区下山手通5-7-11 兵庫県母子会館
☎078-341-7372 FAX078-341-7384
URL <http://www.hyogoboshi.join-us.jp/>

アピールしたい活動の
情報をお寄せください。

問い合わせ
兵庫県社協 総務企画部 ☎078-242-4633 FAX 078-242-4153 E-mail info@hyogo-wel.or.jp

INFORMATION・伝言板

助成金情報

福祉活動等に対する助成金の情報です。詳細は、それぞれの問い合わせ先にご確認ください。

兵庫県遊技業協同組合 は〜とふるふぁんど支援金 「ボランティアあしすと」部門

県内のボランティア・福祉活動を行うNPO法人やボランティア団体、青少年の健全育成に関わる団体等が行う環境保全や被災者支援、その他公益の目的と認められる事業等を支援します。

対象 県内を主たる活動の場とし、5人以上のグループで活動する地域の団体またはボランティア団体

助成額 1件あたり上限100万円(総事業費の4分の3以内)

締切り 平成27年3月6日(金)必着

問合せ はあ〜とふるふぁんど事務局
TEL078-362-8505

URL <http://www.hyoyukyo.or.jp/>

公益財団法人中山視覚障害者福祉財団 奨学金給付制度

視覚障害者を有する大学生等に奨学金を無償給付し、卒業まで学業に専念できる環境づくりのお手伝いをしています。

対象 ①県内に在住し他府県を含む大学等に進学する者②原則、身体障害者手帳1〜3級(視覚障害)を有している者③所帯所得が900万円までの者

助成額 月額3万円(4年制大学は4年間、短期大学は3年間を限度とする)

締切り 毎年3月20日(事情により4月末まで受け付け)

問合せ 公益財団法人中山視覚障害者福祉財団
TEL078-271-6370

URL <http://www.nakayama-zaidan.jp/>

研修・イベント

第1回淡路市集落福祉フォーラム

市内各所で取り組まれている見守り・支え合い活動やまちづくり等の実践を持ち寄り、生活課題を解決するための住民活動の創意工夫を共有することを目的に開催します。

日時 平成27年2月14日(土)9:40〜15:30

会場 関西看護医療大学(淡路市)

参加費 無料

内容 基調講演、パネルディスカッション、分科会

問合せ 淡路市社会福祉協議会

TEL0799-62-5215

URL <http://awaji-csw.or.jp/>

第8回ボーダーレスをめざして展

障害のある人たちの芸術作品を展示します。

日時 平成27年2月12日(木)〜17日(火)

入場料 無料

会場 アートホール神戸(神戸市中央区)

問合せ 一般財団法人兵庫県学校厚生会

TEL078-331-9968

URL <http://www.kouseikai.or.jp/>

拘束なき介護におけるのシンポジウム

高齢者虐待等の背景にある施設スタッフのストレスとそのマネジメントをテーマに開催します。

日時 平成27年2月13日(金)13:00〜16:30

会場 兵庫県福祉センター 多目的ホール

参加費 無料

内容 実践報告、パネルディスカッションなど

問合せ 一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会
TEL078-291-6822

URL <http://www.hyogo-kenroukyo.jp/>

シンポジウム「認知症高齢者との関わり 〜行動心理症状と向きあうには…〜」

日時 平成27年2月17日(火)14:00〜16:45

会場 神戸市産業振興センター ハーバーホール

参加費 無料

内容 基調講演、シンポジウム

問合せ 一般社団法人兵庫県介護老人保健施設協会
TEL078-265-6933

URL <http://www.hyoroken.jp/>

作業療法フォーラム2014

日時 平成27年2月22日(日)13:00〜16:10

会場 明石市立産業交流センター

参加費 無料

内容 講演「地域包括ケアシステムにおける作業療法士の役割」など

問合せ 一般社団法人日本作業療法士協会
TEL03-5826-7871

URL <http://www.jaot.or.jp/>

にしのみやフォーラム

「共生のまちづくり」に向けて

西宮市の地域福祉実践を通して、住民主体の活動や多様な主体の連携を考える機会として開催します。

日時 平成27年3月7日(土)10:00〜16:30

会場 西宮市民会館

参加費 3,500円(定員1,000人)

内容 ディスカッション、分科会など

問合せ 西宮市社会福祉協議会

TEL0798-23-1140

URL <http://www.n-shakyo.jp/>

義援金にご協力ありがとうございました

兵庫県共同募金会では、平成26年8月に発生した丹波市豪雨災害被災者への義援金の募集を終了しました。全国から総額22,968,938円の義援金をお寄せいただき、誠にありがとうございました。義援金は、丹波市豪雨災害義援金募集および配分委員会を通じ、被災者に配分されます。

行事予定

- | | |
|---------|---|
| 2月 4日 | 前頭側頭型認知症家族介護者交流会 ◆ 県福祉センター |
| 8日 | これからの「災害ボランティアセンター」を考える全国フォーラム ◆ 神戸ポートピアホテル |
| 10日 | 経営協 第232回理事会 ◆ 県福祉センター |
| 12日 | 第4回社協ワーカー実践研究会 ◆ 県福祉センター |
| 12日・13日 | 接遇・日常マナーリーダー研修 ◆ 社会福祉研修所 |
| 20日 | 第5回県内社協事務局長会議 ◆ 県福祉センター
経営協 法人経営トップセミナー ◆ エスタシオン・テ・神戸
障害福祉施設中堅職員研修 ◆ 県立のじぎく会館 |
| 23日〜24日 | 災害ボランティアセンター運営者研修 ◆ 神戸クリスタルタワー |
| 27日〜28日 | 若年性認知症支援研修 ◆ 但馬長寿の郷 |
| 3月 3日 | 社会福祉法人理事長研修 ◆ 県農業共済会館 |
| 4日 | 第2回福祉の就職総合フェア in HYOGO ◆ 神戸サンポーホール |
| 6日 | ひょうごボランティア基金助成事業報告会 ◆ 神戸クリスタルタワー |
| 11日 | 福祉サービス利用援助事業専門員・担当者会議・研修会 ◆ 県福祉センター |
| 12日 | 老人福祉施設中堅職員研修 ◆ 県立のじぎく会館 |
| 16日〜 | 介護支援専門員施設職員版研修 ◆ 社会福祉研修所 |
| 26日 | 県社協第236回理事会・第183回評議員会 ◆ 県福祉センター |

小さいけれどしっかりサポート 白石の救急箱・常備薬



あなたに一番近いお医者さんです

■事業内容

全国の健康保険組合、共済組合への医薬品の販売・医薬部外品及び化粧品品の販売・嗜好飲料及び栄養食品の販売・計量器、医療器具、医療機器、衛生材料、記念品、スポーツ用品などの販売健康サポート推進事業

白石薬品株式会社

〒567-0005 大阪府茨木市五日市1丁目10番33号
TEL072-622-8500 FAX072-622-8510

大阪支社 TEL072-961-7471
札幌営業所 TEL011-860-7123
名古屋出張所 TEL052-757-5552
東京支社 TEL03-5827-4614
東北出張所 TEL022-266-2755
九州出張所 TEL092-741-8952

～安心してボランティア活動をするために～

ボランティア・市民活動災害共済のご案内

年間掛金 1名につき500円 (市民活動災害共済プランの場合)

- 傷害給付** ボランティア活動中の事故によるケガの補償(通院1日4,600円・入院1日8,000円)
- 賠償責任給付** ボランティア活動中の事故により第三者の身体または財物に対する損害を与えた際の補償(5億円限度)
- 死亡見舞金** 傷害給付の対象とならない事由で亡くなられた際に給付(10万円)

※所定の申込書と掛金を受付した翌日から、翌年3月31日までが加入期間となります。
※平成27年度補償内容です。3月1日より受付開始(4月1日加入)。

お問合せ・加入申込み先/最寄りの市区町社会福祉協議会のボランティアセンター
実施・運営主体/兵庫県社会福祉協議会 地域福祉部 TEL078-242-4634 FAX078-242-0297
取扱代理店/(株)兵庫福祉保険サービス TEL078-735-0166 FAX078-735-1890
引受保険会社/三井住友海上火災保険株式会社 TEL078-331-8502